

通勤手当

今社会保険の算定基礎届の時期ですが、給与については社会保険や労働保険は算定の対象となりますが、税務上非課税(給与の源泉徴収の対象外)として扱われるものがあります。いわゆる「現物給与」といわれているものがそうですが、その内代表的なものが通勤手当です。しかし、「通勤手当」という名目であればすべて非課税という訳ではなく、税務上一定の限度額があります。以下、概要についてまとめてみました。

1. 通勤手当が非課税となる範囲

- (1) 電車・バスなどの交通機関の利用による運賃等は、1ヶ月当たり100,000円まで非課税
- (2) 自動車、自転車等の交通用具を使用の場合は、その通勤距離に応じて1ヶ月当りそれぞれ次の金額まで非課税

片道 2Km 未満	全額課税	片道 2Km 以上 10Km 未満	4,100 円
片道 10Km 以上 15Km 未満	6,500 円	片道 15Km 以上 25Km 未満	11,300 円
片道 25Km 以上 35Km 未満	16,100 円	片道 35Km 以上 45Km 未満	20,900 円
片道 45Km 以上	24,500 円		

1. いずれも、その人の通勤のための運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃又は料金の額とされています。
2. 片道 15Km 以上で自動車などの交通用具を使用している人が、電車などの交通機関を利用したならば要する1ヶ月当りの合理的な運賃等が、それぞれの通勤距離に応じた(2)の金額を超える場合はその電車代等の額(最高100,000円)まで非課税となります。

2. 社有自動車で通勤する場合

上記の交通用具を利用する場合の非課税率は、一般的に通勤する人自身が所有している自動車などを指すものと解されますので、社有自動車で通勤する人に通勤手当を支給した場合の通勤手当に対しては全額給与所得として課税されるものと思われます。

3. 自動車と電車を併用している場合

例えば、自宅の最寄の駅まで自動車で片道5Km、駅から会社までは電車で1ヶ月の通勤定期代10,000円とすると、交通用具の部分は上記1(2)より4,100円及び定期代10,000円の合計14,100円までの通勤手当が非課税となります。これを超える金額は給与所得として源泉徴収が必要となります。

4. 片道 2Km 未満の通勤の場合

片道 2Km 未満で徒歩又は自転車・自動車など交通用具を利用した場合には非課税率はあませんので、通勤手当の全額が給与所得として課税となります。但し、バスなどの交通機関を利用すれば、合理的な運賃等までは非課税となります。

5. 某市役所職員の徴収もれ事例

「約30年前からマイカーや自転車で通勤する職員に公共交通機関を利用したとみなして通勤手当を支給してきたが、昨年4月に通勤手当を距離別定額制に変更した後に大阪国税局より源泉徴収の仕方に誤りがあると指摘された。徴収もれ額は、職員及び外郭団体等の2,561名分約1.2億円」。徴収もれ分は、給与の支払者に対して課税されますので注意が必要です。

上記はあくまで現行税制に基づいての記載であり、いずれも税務上の詳細な適用要件及び注意事項があります。実施に当たっては専門家にご相談の上、ご自身の責任で実行されるようご留意願います。